

はっとり社会保険労務士事務所 人事労務だより

～今月の特集～ 社会保険

～「社会保険適用拡大」のポイントをチェック！～

厚生年金保険及び健康保険（協会けんぽ、または健康保険組合）は、原則、フルタイムの従業員（週労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員も含む）が対象になりますが、所定の要件を満たした時には「社会保険適用拡大」の対象となります。

- **従業員数101人以上の企業は…新年度に向けて、あらためてチェック！**
- **従業員数51～100人の企業は…令和6年10月より施行、新たにチェック！**
- **すべての企業は…「年収の壁(裏面参照)」対応などの基礎知識としてチェック！**

～社会保険適用拡大～「加入対象者把握」のポイント

従業員数（現在の厚生年金保険適用対象者数）が、101人の企業（**2024年10月からは51人以上**）で、以下の①～④のすべてに該当するパート・アルバイトの方が「社会保険」の適用拡大となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3か月目から保険加入とします。

② 所定内賃金が月額8.8万円以上

⇒基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金などは含みません。

【含まれない例】
・1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
・最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

③ 2か月を超える雇用の見込みがある。

④ 学生ではない。※休学中や夜間学生は加入対象です。

～社会保険適用拡大～「従業員とのコミュニケーション」のポイント

社会保険適用拡大の対象となる従業員に対して「説明会」「個人面談」などを行いましょう。扶養に入ることを継続したいなど、従業員一人ひとりの希望も大切になりますので、「個人面談」で以下の3つのポイントを確認していきましょう。

また、会社及び従業員の希望が合えば「労働時間の延長」「正社員への転換」など、キャリアアップにつながる提案をする機会にもなります。

～個人面談の際に伝える“3つのポイント”～

① 社会保険の新たな対象者であることを伝える。

② 社会保険の加入メリットを伝える。

● 「厚生年金保険」の加入メリット

⇒「老齢年金の増額」「障害年金の対象拡大（3級及び障害手当金も対象）」など

● 「健康保険（協会けんぽ、または健康保険組合）」加入のメリット

⇒「傷病手当金」「出産手当金」の支給（病休または出産期間中、給与の3分の2相当が支給）など

③ 今後の労働時間などについて話し合う。

※参考資料：厚生労働省・日本年金機構「社会保険適用ガイドブック」

裏面は「106万円の壁」「130万円の壁」対応施策

～「106万円の壁」への対応施策～

●「106万円の壁」とは？

年収106万円以上（社会保険適用拡大の対象）となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

●国の対応施策

パートやアルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて
手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

●活用ツール

厚生労働省ホームページ「年収の壁・支援強化パッケージ」より

【事業者向けツール】

- キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）のご案内
- 社会保険適用促進手当に関するQ&A

【従業員向けツール】

- 社会保険への加入勧奨用リーフレット

～「130万円の壁」への対応施策～

●「130万円の壁」とは？

年収130万円以上（扶養の条件を満たさなくなる）となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

●国の対応施策

パートやアルバイトで働く方が、**繁忙期に労働時間を延ばすなど**により、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みをつくります。

●活用ツール

厚生労働省ホームページ「年収の壁・支援強化パッケージ」より

【事業者向けツール】

- 事業主証明様式
- 事業主の証明による被扶養者認定に関するQ&A

【従業員向けツール】

- パート・アルバイトで働く「130万円の壁」でお困りのみなさまへ（リーフレット）

「人事労務だより」 発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0058 大和高田市西坊城 162-1

TEL (0745) 52-2707 FAX (0745) 61-4284

Email : h-chan@leto.eonet.ne.jp